

学 則

①申請者の住所・事業者名、電話番号	〒521-0023 滋賀県米原市三吉 570 番地 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 TEL 0749-54-3105
②県内の事業所の住所・事業所名、電話番号	〒521-0023 滋賀県米原市三吉 570 番地 社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 TEL 0749-54-3105
③指定を受ける研修事業の名称	社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 介護職員初任者研修（通学）
④指定を受ける研修および学習方法	介護職員初任者研修課程 通学
⑤開講の目的	ひとりでも多くの方が地域福祉に関心を持ち、介護に関する基本姿勢や基礎・基本知識を身につけて、意欲をもって介護の仕事に従事できる人材の育成を図り、地域の福祉力、介護力を高めることを目的とします。
⑥指定年月日等	平成31年4月8日 滋賀県指令医福 第542号
⑦受講資格	研修の全課程を受講できる方（母性保護のため、妊娠している方は受講できません）
⑧定員	30名
⑨募集・研修期間	（募集）平成31年(2019年)5月7日～平成31年(2019年)6月28日 （研修）平成31年(2019年)7月5日～平成31年(2019年)12月6日
⑩研修カリキュラム	カリキュラム日程表（様式第4号-1） 研修区分表（様式第4号-2）を参照
⑪研修会場の名称住所 ・講義 ・演習	研修会場（講義及び演習場所） 〒521-0023 滋賀県米原市三吉 570 番地 米原地域福祉センターゆめホール （講義）大会議室 （演習）集会室
⑫実習施設の名称等	1. <u>実施する</u> （実習施設利用計画書 様式第6号参照） 実習施設名 通所介護 <ul style="list-style-type: none"> ・デイサービスセンター愛らんど （社会福祉法人米原市社会福祉協議会） ・デイサービスセンターゆめホール （ ” ” ） ・西部デイサービスセンターきらめき （ ” ” ） ・スマイルデイサービス （社会福祉法人 近江薫風会） ・デイサービスセンターいそ （中居産業株式会社悠悠の館） ・デイサービスひだまり （社会福祉法人 ひだまり） ・デイサービスセンター千寿倶楽部 （社会福祉法人 千寿会） ・みんなの家 （NPO法人いきいきおうみ） 訪問介護 <ul style="list-style-type: none"> ・ヘルパーステーション山東伊吹 ・ヘルパーステーション米原近江
⑬使用テキストおよび通信添削課題 （出版社と名称）	テキスト「介護職員初任者研修テキスト」 出版社：中央法規出版 発行 通信添削課題：なし

<p>⑭受講手続きおよび本人確認の方法 (選考方法含む)</p>	<p>【受講手続き】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所定の受講申込書に必要事項を記入・捺印の上、伊吹地域福祉活動センター(愛らんど) または、米原市社会福祉協議会・本部へ持参いただくか郵送にてお申し込み下さい。 ・受講申込みと同時に本人確認を行いますので、下記の確認方法のいずれかの書類のコピーを持参、郵送の場合は同封して下さい。また、米原市以外に在住で、米原市内に在勤されている方は、雇用契約書など勤務地が確認できるものを併せてご持参、郵送の場合はコピーを同封して下さい。 ・受講案内(学則、研修カリキュラム日程表、リーフレット等)、申込書、誓約書は下記に置いてあります。 <p>設置場所：</p> <p>法人本部・米原地域福祉活動センター(ゆめホール) 米原市三吉 570 番地 伊吹地域福祉活動センター(愛らんど) 米原市春照 56 番地 山東地域福祉活動センター(旧山東生涯学習センター) 米原市志賀谷 1907 番地 近江地域福祉活動センター(やすらぎ) 米原市顔戸 21 番地 2</p> <p>その他、米原市社会福祉協議会ホームページよりダウンロードできます。</p> <p style="text-align: center;">http://www.maibara-shakyo.or.jp/</p> <p>【本人確認方法】</p> <p>申込みの際に、以下の㉠～㉧のいずれか1つによって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ㉠運転免許証 ㉡健康保険証 ㉢年金手帳 ㉣在留カード等 ㉤住民基本台帳カード ㉥パスポート ㉦運転免許証以外の国家資格等の免許証または登録証 ㉧戸籍謄本、戸籍抄本、もしくは住民票 ㉨マイナンバー <p>※応募者多数の場合は、定員になり次第受付を締め切らせていただきます。</p>
<p>⑮受講料、テキスト代等および支払い方法 (受講料補助制度含む)</p>	<p>【受講料】 米原市内に在住又は勤務されている方 : 45,400円 それ以外の方 : 55,400円 (どちらもテキスト代、消費税を含む)</p> <p>【支払い方法】 指定期日までに当会が指定した振込先に振込んで下さい。</p>
<p>⑯解約条件および返金の有無等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・受講料納入後、開講日までに受講を取消された場合は、受講料は全額返還します。 ・受講開始後、中途退講されても、受講料は返還しません。 ・受講料納入後、修了日までに米原市に転入や転出または、勤務地が変更になった場合は、受講料の返金・追加徴収いたします。必ず、研修担当へ届け出てください。
<p>⑰欠席・遅刻・早退・受講取消の取扱い基準</p>	<p>原則として、欠席・遅刻・早退することなく受講してください。</p> <p>【欠席・遅刻・早退の取扱い】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①研修を受講しなかった場合、および10分以上の遅刻・早退をした場合は該当科目を欠席したと見なします。 ②欠席する場合は事前に届出るか、やむを得ない時は電話連絡をお願いします。

	<p>【受講取消について】</p> <p>次に該当する場合は受講を取り消します。</p> <p>①著しく研修意欲に欠け、修了の見込みがないと認められる場合。</p> <p>②研修の秩序を乱し、他の受講生の授業の妨げとなる場合。</p> <p>③受講者から研修の受講辞退の申し出があった場合。</p>
⑱ 研修修了の認定方法、評価方法と合格基準	<p>認定方法：下記項目の修了を認定した方には修了証明書を交付します。</p> <p>評価方法と合格基準：様式第 11 号を参照してください。</p> <p>実習においては、実習記録を作成し、実習先からの確認印を得ていること。</p>
⑲ 補講の方法および補講料	<p>対 象：研修科目を欠席された方で、当法人がやむを得ない事情があると認められる場合について（必要に応じて証明書等が必要）は、欠席の教科について次のように補講を行います。</p> <p>実 施 日：実施主体である当法人が指定した日時に実施。</p> <p>実施方法：①別途講義・演習を実施します。</p> <p>②講師の都合で①が開催できない場合は、13 時間を限度にビデオやレポート提出等で代替とします。</p> <p>③実技演習・実習および「人権に関する基礎知識」については、欠席教科を改めて受講することが必要です。</p> <p>補 講 料：1 時間 1,000 円</p>
⑳ 募集の広報の方法	<p>①米原市内全戸にチラシを回覧します。</p> <p>②各地域福祉活動センター、米原市内の事業所等にチラシを配布します。</p> <p>③当法人のホームページに掲載します。</p> <p>④市・当法人の広報紙に掲載します。</p>
㉑ 情報公開の方法 (ホームページアドレス)	<p>下記のホームページにおいて情報開示する。</p> <p>URL：http://www.maibara-shakyo.or.jp/</p>
㉒ 受講者の個人情報の取扱	<p>個人情報保護規程作成の有無 有</p> <p>【受講者の個人情報について】</p> <p>①他に漏れないよう厳重に管理し、犯罪捜査等の法律上定められた目的に使用される以外は、受講者の承諾なしに第三者に提供いたしません。</p> <p>②なお、修了者は県の管理する修了者名簿に登載を目的として、滋賀県に報告し滋賀県が管理する修了者名簿に記載されます。</p> <p>【受講者について】</p> <p>研修を受講する上で知り得た個人情報について、他人に漏らす事を禁じます。</p>
㉓ 受講中の事故等についての対応	<p>研修事業実施中に事故が発生した場合</p> <p>①当該受講者の家族等に連絡し、必要な措置を講ずるものとし、滋賀県にも報告します。</p> <p>②当該受講者に対しましては、主催者が加入する保険「社会福祉協議会の保険」を利用して可能な限り対応します。</p> <p>③研修中の実習において介護者への加害事故等が起きた場合においても上記保険の対応とします。</p> <p>④事故の状況および事故に際して取った措置について記録することとします。</p>
㉔ 研修責任者名と役職	<p>氏 名：吉田 兼次</p> <p>所属名：社会福祉法人 米原市社会福祉協議会</p> <p>役 職：事務局長</p>

<p>㉔ 課程編成責任者名と 役職</p>	<p>氏名：藤田 善治 ・ 南 文雄 所属名：社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 役職：総務課課長 ・ 在宅生活支援課課長</p>
<p>㉕ 情報開示責任者名と 役職および連絡先</p>	<p>氏名：吉田 兼次 所属名：社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 役職：事務局長 連絡先：0749-54-3105</p>
<p>㉖ 苦情相談担当者名、 役職および連絡先</p>	<p>氏名：吉田 兼次 所属名：社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 役職：事務局長 連絡先：0749-54-3105</p>
<p>㉗ 事業所の研修担当者 名と連絡先</p>	<p>氏名：中村 静代 所属名：社会福祉法人 米原市社会福祉協議会 伊吹地域福祉活動センター(愛らんど) 役職：施設長 連絡先：0749-58-1770</p>
<p>㉘ その他研修に関する 事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集定員の半数（15名）に満たない場合は、開講しません。 ・ 各自昼食を持参して下さい。（飲料自動販売機あり） ・ 駐車場は、ゆめホール正面を利用して下さい。